



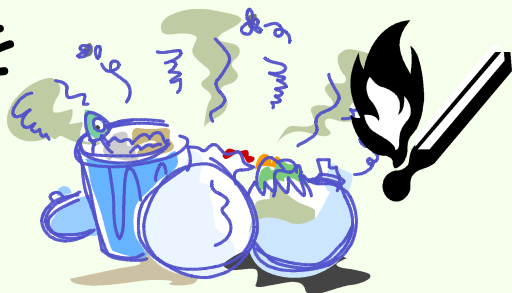
# 上美幌駐在所NEWS No.25



## ～ ゴミを焼かないで！～

美幌町内で、家庭ゴミなどを

- 簡易焼却炉
- ドラム缶
- 地面に掘った穴



などを使って燃やしている方がいます！

基準に従わない廃棄物の焼却は

**「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」**

で禁止されており、違反すると

**5年以下の懲役**

若しくは

**1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金**

が科せられます。

ゴミの焼却は

- 大量の黒煙やすす、悪臭
- ダイオキシン類などの有害物質

を発生させ、人体への悪影響が懸念されます！

**ゴミは絶対に焼かないで下さい！**



～許可無く設置している焼却炉などは撤去して下さい！～